

市川市災害見舞金品支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 10 月 15 日

市川市長 田 中 甲

市川市規則第 51 号

市川市災害見舞金品支給規則の一部を改正する規則

市川市災害見舞金品支給規則（昭和 57 年規則第 44 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（令和 8 年 9 月に発生した台風第 25 号に係る災害見舞金品の特例）

- 3 令和 8 年 9 月に発生した台風第 25 号により住家又は独身社員寮若しくは寄宿舍等が床上浸水をした世帯に対して災害見舞金品を支給する場合における別表の規定の適用については、同表床上浸水（浸水が住家の床上に達した程度）の項中「30,000 円」とあるのは「50,000 円」と、「10,000 円」とあるのは「30,000 円」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の市川市災害見舞金品支給規則の規定は、令和 8 年 9 月 21 日から適用する。